

令和 2 年 度

随時監査結果報告書

令和 3 年 2 月
玉野市監査委員

玉 監 第 3 5 号
令和 3 年 2 月 1 7 日

玉 野 市 長 黒 田 晋 様
玉 野 市 議 会 議 長 三 宅 宅 三 様
玉 野 市 教 育 長 妹 尾 均 様

玉野市監査委員 山 辺 貴久男
玉野市監査委員 河 崎 美 都

令和 2 年度 随時監査の結果について（報告）

地方自治法第 1 9 9 条第 5 項の規定に基づき、令和 2 年度の随時監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

随時監査結果報告書

第1 監査に至る理由

玉野市教育委員会社会教育課(機構改革により平成18年度から平成22年度までは生涯学習課、平成23年度から平成25年度までは教育総務課。以下「社会教育課等」という。)は玉野市立体育施設を管理するため、公益財団法人玉野市スポーツ振興財団(平成18年度から平成26年度まで玉野市スポーツ振興財団。以下「財団」という。)と平成18年4月及び平成19年4月、ともに指定期間を1年間とする玉野市立体育施設の管理に関する基本協定書(以下「基本協定書」という。)を締結し、また、平成20年4月及び平成25年4月からはともに指定管理期間を5年間とする基本協定書を更新締結し、財団に玉野市立体育施設の管理を委ね、加えて体育施設使用料を徴収させ、玉野市(以下「市」という。)に納入させていたところである。

ところが、平成20年度分体育施設使用料が出納整理期間を過ぎた6月に納入されたため、当該年度分の体育施設使用料8,210,656円が未納となった。以後、財団は、その失態を糊塗するため、一年遅れで納入していたが、その不当連鎖を終了させるため社会教育課等は、平成23年度及び平成24年度体育施設使用料合計14,135,450円を、平成25年5月末までに納入するよう財団に指示し、財団が遅れていた体育施設使用料を納入したことにより、4年間に渡る体育施設使用料納入遅れは解消された。

しかし、この時に納入された体育施設使用料については、「財団の基本財産5,000万円の内から15,000,482円を理事会等の承認を得ずに不当解約して充当したものであり、社会教育課等が指示した期日までに納付することが困難であったことが引き金となった」と、令和2年9月29日開催の公益財団法人玉野市スポーツ振興財団使途不明金問題調査特別委員会で、元財団経理担当者が認めている。

このような事態を踏まえ、市の財産となる体育施設使用料の納入管理について、指導する立場である社会教育課等は、これまでどのような体制のもと、どのような指導、管理をおこなってきたのかを中心に、検証、監査を行うこととしたものである。

第 2 監査の対象

社会教育課等所管の体育施設使用料

(平成 18 年度から現在 (特に平成 20 年度から平成 25 年度))

- (1) 指定管理者に対しての指導・管理状況
- (2) 財団が徴収した体育施設使用料の把握状況
- (3) 財団への適切な納入指導取組状況
- (4) 納入された体育施設使用料の社会教育課等内での確認状況
- (5) その他必要な事項

第 3 監査の実施期間

令和 2 年 11 月 4 日 (水) から令和 3 年 2 月 16 日 (火) まで

第 4 監査の方法

監査にあたっては、玉野市監査基準 (令和 2 年 3 月 27 日玉野市監査委員告示第 1 号) に準拠し、財務事務が適正に執行されているか、平成 18 年以降に財団と締結している基本協定書に基づいて執行されているか、平成 25 年度に発出された「公金 (体育施設使用料金) の取扱いに関する業務改善について (勧告) (以下「勧告」という。)」に基づいて執行されているか、効率的、有効的に執行されているかを主眼として審査し、細部に至っては関係職員から説明聴取により実施した。

第 5 監査のための確認事項

社会教育課等は財団と基本協定書を締結し、施設の運営をさせているとともに、平成 25 年度には勧告を発出し、改善指導している。

- (1) 基本協定書で財団が行うこととなった体育施設使用料に関する業務内容
 - 財団の業務の範囲は、使用料の徴収に関すること
 - 徴収した使用料は市の収入とすること
 - 財団は、毎月及び毎年度終了後、業務に関し、市が指定する期日までに業務報告書を提出し、市の確認を得る。
 - 市は、財団が提出した業務報告書に基づき、業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行う。

- 業務の実施状況や業務に係る管理経費等の収支状況等について市は立入調査、説明を求めることができる。
- 確認の結果、業務実施が仕様書等、市が示した条件を満たしていない場合は、業務の改善を勧告する。

(2) 勧告内容

- 徴収した使用料金は、所定の納付書により早急に収納代理金融機関へ納付し、所定の収入調定書を教育委員会に送付するよう勧告

第6 監査の結果

(1) 体育施設使用料の納入把握と適正な納入指導状況について

社会教育課等は、財団が徴収した体育施設使用料を市の収入として毎月の業務報告により検認することとしていたが、財団はこの報告を怠り、かつ社会教育課等も怠っている業務報告に対して速やかに改善、提出を求める等の具体的な働きかけを行った形跡が認められなかった。特に平成20年度から平成23年度までの期間については、体育施設使用料の納入が大幅に遅延しているにもかかわらず、担当職員による適切な指示がなされておらず、各職位にある職員も部下職員に対するチェック及び指導が不十分であった。

また、改善指導のため、平成25年10月に勧告を行い、財団は改善方針を示しているが、その改善状況を社会教育課等が的確に把握した形跡がみられない。

加えて、社会教育課等は、前段で記したとおり、体育施設使用料を含む毎月の業務報告書の提出を求め、収受していたとは認められず、このため、体育施設使用料の納入を確定させる使用許可の状況、減免決定の状況、利用者の実績に係る報告内容についても十分な把握ができていなかった。

(2) 歳入調定について

歳入の調定については、地方自治法施行令第154条で「当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならない。」と定められている。

しかしながら、社会教育課等が調定に際して使用したのは、財団から納入された体育施設使用料の合計額と財団が作成した表だけで、その元となる申請書等の

一連の書類を確認した形跡はなく確認業務が曖昧になっていた。社会教育課等が行うべき歳入管理に懈怠があったと言わざるを得ない。

(3) 体育施設使用料の徴収管理を任せていた財団の元経理担当職員の処遇について

平成 20 年度体育施設使用料の納入遅延に端を発した体育施設使用料の不適切処理に関し、当該元財団経理担当職員に対し、財団は、平成 25 年度に懲戒処分を行ったとされるが、処分後も引き続き経理担当者として処遇していたことは尋常ではない。本来の人事管理からすれば、当然担当替えを行うべきケースである。

財団の人事問題とはいえ、教育長、教育次長には財団の理事長、副理事長として最高意思決定権限のひとつである人事権が留保されており、とりわけ、市の体育施設使用料に係る問題でありながら、漫然と傍観していたことは遺憾でならない。

(4) 執行体制について

問題事案が発覚した後、教育委員会は、問題発生の調査分析を行い、原因把握の上、適正な措置を行ったとされているが、関係職員のリスク意識の欠如も大きな要因であり、そのため事案の把握にあまりにも時間がかかり過ぎ、スピード感が一般的に許容される範囲を逸脱していた感が否めない。財団人事処分に併せ、社会教育課等においても適切な業務運営体制が速やかに確立されるよう、問題事案と利害関係がなく当該事案に詳しい職員を専任として増員する等、執行体制の是正を行うべきであったと考える。

第 7 監査委員の意見

市では、過去の不祥事を教訓に平成 24 年度に「公金管理の適正化のための改善方針」を策定し、全庁で再発防止に努めているが、社会教育課等においてはこの改善方針を遵守する姿勢が欠如していたのではないかと考える。

体育施設使用料を財団金庫に長期間保管してまとめて納入する悪しき慣例を改めるため、社会教育課等は平成 25 年度に財団に対し、徴収した体育施設使用料の速やかな納入体制の確保を求める改善勧告を発出し、平成 25 年 10 月からは毎週納入を指導するなど万全の業務体制を整えたとしている。しかしながら、この改善方針では、「公金は毎日指定金融機関等に納入する」とされており、毎週納入では、

改善方針が遵守されているとはいえない。

また、体育施設使用料は、市の大切な財産・資産であると各職員が十分認識していなければ、不祥事の発生を防ぐことが困難となる。リスク回避の観点からも、一部の職員限りで指導監督を担うのではなく職員全体で関われる内部統制の構築が重要となってくる。

そのためには、すみやかに情報を全職員で共有し、相互のチェック機能が発揮される体制の強化・拡充や当事者意識を十分に認識した職員の養成が図られ、同じ過ちを繰り返さないことを望むものである。